

指定管理者監査報告書

- 1 監査の対象 市が設置する公の施設の管理を行わせる指定管理者
- 2 監査の対象指定管理者及び施設名
 - (1) 対象指定管理者
 - 所在地 黒石市春日町20番9
 - 団体名 東地区連絡協議会
 - 代表者 会長 村上 昭男
 - (2) 対象施設名 黒石市立東公民館
- 3 所管課 社会教育課
- 4 事前監査の実施日 令和元年10月21日(月)
及び実施場所 黒石市監査委員事務局
- 5 監査の実施日 令和元年10月30日(水)
及び実施場所 黒石市立東公民館

6 監査の方法

本監査は、公の施設における指定管理者の中から抽出し、公の施設の管理に係る平成30年度の事務執行状況について、関係資料の提出を求め、担当者から説明を聴取し、預金通帳、諸帳簿、証拠書類を照合・確認するとともに、関係法令及び協定書等に沿って適正かつ効率的な管理が行われているかどうかの主眼を置いて実施した。

また、所管課に対しては、指定管理者への指導監督が適切に行われているかどうかの主眼を置いて実施した。

7 監査の結果

黒石市立東公民館の指定管理者である東地区連絡協議会及び所管課に対し監査を行った結果、基本協定書に係る締結事務及び施設の運営管理、会計経理等に関する事務及び関連する事務事業の執行は、おおむね適正に執行されていたが、一部に改善・検討を要する事項が見受けられたので、下記に述べる。なお、監査時における各事務処理に関して注意を促した軽微な指摘事項については省略する。

記

(1) 事業報告書の確認について

基本協定書第10条第2項に規定する事業報告書のうち、(3)管理業務に係る経費の収支決算書及び(4)使用料の収入実績において、徴収した金額を使用状況報告書へ転記する際の誤記により、実際に徴収し市へ納入した金額よりも多い金額が報告されている状況がみられた。指定管理者においては、報告書を作成する際には十分に精査し正確な書類を提出するよう努められたい。市においては、適正な経理事務が行われているか確認体制の

強化を図るよう指導されたい。また、事業報告書における収支報告が正確かつ確実に行われているか、適宜、関係書類の調査を行うなどの方法により適正な事務執行に努められたい。

(2) 備品購入の手続きについて

5万円以下の備品購入の随意契約の手続きにおいて、決裁事務がなされていなかった。また、納品時に履行確認を行った証拠書類がなかった。指定管理者は、適正な事務執行に努められたい。市においては、適正な事務手続きを行うよう指導されたい。

(3) 指定管理料の精算について

指定管理料は年度協定により定められており、「管理運営業務経費に係る決算において、剰余金が生じた場合は発注者（黒石市）へ返納するもの」とされている。職員の退職により剰余金が生じ、指定管理料の一部が返納されているが、指定管理者からは返納額の算出根拠となる資料の提出が無く、市においても指定管理料の確定事務を行わずに納入書を交付し、返納させていた。市においては指定管理者に対し、適切な決算事務がなされるよう指導を行うとともに適正な事務執行に努められたい。

以上、改善・検討を要する事項を述べたが、所管課及び指定管理者においては関係法令及び基本協定書等に基づく適正な事務執行に努められたい。

なお、改善等を要するものについては適切な措置を講じられ、その結果を令和2年1月10日（金）までに遅滞なく通知されたい。

指定管理者監査報告書

- 1 監査の対象 市が設置する公の施設の管理を行わせる指定管理者
- 2 監査の対象指定管理者及び施設名
 - (1) 対象指定管理者
 - 所在地 黒石市北美町一丁目 6 5 番 1
 - 団体名 中部地区振興協議会
 - 代表者 会長 奈良 浩次
 - (2) 対象施設名 黒石市立中部公民館
- 3 所管課 社会教育課
- 4 事前監査の実施日 令和元年 10 月 21 日 (月)
及び実施場所 黒石市監査委員事務局
- 5 監査の実施日 令和元年 10 月 30 日 (水)
及び実施場所 黒石市立中部公民館

6 監査の方法

本監査は、公の施設における指定管理者の中から抽出し、公の施設の管理に係る平成 30 年度の事務執行状況について、関係資料の提出を求め、担当者から説明を聴取し、預金通帳、諸帳簿、証拠書類を照合・確認するとともに、関係法令及び協定書等に沿って適正かつ効率的な管理が行われているかどうかの主眼を置いて実施した。

また、所管課に対しては、指定管理者への指導監督が適切に行われているかどうかの主眼を置いて実施した。

7 監査の結果

黒石市立中部公民館の指定管理者である中部地区振興協議会及び所管課に対し監査を行った結果、基本協定書に係る締結事務及び施設の運営管理、会計経理等に関する事務及び関連する事務事業の執行は、おおむね適正に執行されていたが、一部に改善・検討を要する事項が見受けられたので、下記に述べる。なお、監査時における各事務処理に関して注意を促した軽微な指摘事項については省略する。

記

(1) 使用料の徴収について

管理運営業務仕様書 8. ④において、使用料の徴収等に関することが定められており、「徴収した使用料は、速やかに指定管理者開設の口座に預入し、原則として毎月末に締め、翌月 10 日までに市が指定する金融機関を通じて市へ納入すること。」とされているが、預金口座に預入された金額と日計表の合計金額が一致しない月があった。また、日計表の内訳と公民館使用許可申請書の使用料が一致しておらず、適正を欠く事務処理がみられた。

指定管理者においては、十分に精査し正確な書類を作成するよう努められたい。市においては、提出された書類が正確であるかの精査、確認を行い適正な事務執行を指導されたい。

(2) 支出について

基本協定書別記8において、指定管理に係る経理規程が定められており、「会計伝票は納品書、請求書等に基づいて作成し、一緒に保存するものとする。」とされているが、支出伝票には領収書のみが添付され、請求書、納品書などの購入した内訳がわかる書類の保管がなされていない事案が多数みられた。また、消耗品や手数料等の支払いについて、担当職員が立替払いを行っている事案がみられたが、立替払いは不適切な会計処理であるため、適正な事務処理に努められたい。市においては、経理規程に基づく適正な業務執行を指導されたい。

(3) 備品の管理について

管理運営業務仕様書16.(2)において、「備品管理簿を備えてその保管にかかる物品を整理し、購入及び廃棄等の移動について定期的に市に報告しなければならない。」とされているが、備品を廃棄したことについて、物品不用決定調書による報告がなされていなかった。指定管理者においては、仕様書を遵守するよう努められたい。また、市においては、仕様書に基づく適正な業務執行を指導されたい。

以上、改善・検討を要する事項を述べたが、所管課及び指定管理者においては関係法令及び基本協定書等に基づく適正な事務執行に努められたい。

なお、改善等を要するものについては適切な措置を講じられ、その結果を令和2年1月10日(金)までに遅滞なく通知されたい。

指定管理者監査報告書

- 1 監査の対象 市が設置する公の施設の管理を行わせる指定管理者
- 2 監査の対象指定管理者及び施設名
 - (1) 対象指定管理者
 - 所在地 黒石市大字牡丹平字諏訪野平6番
 - 団体名 牡丹平地区社会教育振興協議会
 - 代表者 会長 佐藤 修一
 - (2) 対象施設名 黒石市立牡丹平公民館
- 3 所管課 社会教育課
- 4 事前監査の実施日 令和元年10月21日(月)
及び実施場所 黒石市監査委員事務局
- 5 監査の実施日 令和元年10月31日(木)
及び実施場所 黒石市立牡丹平公民館

6 監査の方法

本監査は、公の施設における指定管理者の中から抽出し、公の施設の管理に係る平成30年度の事務執行状況について、関係資料の提出を求め、担当者から説明を聴取し、預金通帳、諸帳簿、証拠書類を照合・確認するとともに、関係法令及び協定書等に沿って適正かつ効率的な管理が行われているかどうかの主眼を置いて実施した。

また、所管課に対しては、指定管理者への指導監督が適切に行われているかどうかの主眼を置いて実施した。

7 監査の結果

黒石市立牡丹平公民館の指定管理者である牡丹平地区社会教育振興協議会及び所管課に対し監査を行った結果、基本協定書に係る締結事務及び施設の運営管理、会計経理等に関する事務及び関連する事務事業の執行は、おおむね適正に執行されていたが、一部に改善・検討を要する事項が見受けられたので、下記に述べる。なお、監査時における各事務処理に関して注意を促した軽微な指摘事項については省略する。

記

(1) 経理事務について

当初、予算の配当が無かった備品購入費について、事前に他の科目から予算流用し、予算額を計上してからでなければ見積徴取を行うことができないのに、流用される前に見積徴取の事務決裁を行っていた。市においては指定管理者に対し、適正な事務手続き及び経理事務の執行を指導されたい。

(2) 履行確認について

備品の売買契約、工事請負契約等において、備品が納品されたとき又は工事が完了した際に履行確認を行い、検収調書を作成しなければならないが作成されていなかった。指定管理者においては、履行確認を適正に行うよう努められたい。市においては、適正な事務執行を指導されたい。

以上、改善・検討を要する事項を述べたが、所管課及び指定管理者においては関係法令及び基本協定書等に基づく適正な事務執行に努められたい。

なお、改善等を要するものについては適切な措置を講じられ、その結果を令和2年1月10日（金）までに遅滞なく通知されたい。

指定管理者監査報告書

- 1 監査の対象 市が設置する公の施設の管理を行わせる指定管理者
- 2 監査の対象指定管理者及び施設名
 - (1) 対象指定管理者
 - 所在地 黒石市大字浅瀬石字村上123番2
 - 団体名 浅瀬石地区振興協議会
 - 代表者 会長 大寺 和美
 - (2) 対象施設名 黒石市立浅瀬石公民館
- 3 所管課 社会教育課
- 4 事前監査の実施日 令和元年10月21日(月)
及び実施場所 黒石市監査委員事務局
- 5 監査の実施日 令和元年10月31日(木)
及び実施場所 黒石市立浅瀬石公民館

6 監査の方法

本監査は、公の施設における指定管理者の中から抽出し、公の施設の管理に係る平成30年度の事務執行状況について、関係資料の提出を求め、担当者から説明を聴取し、預金通帳、諸帳簿、証拠書類を照合・確認するとともに、関係法令及び協定書等に沿って適正かつ効率的な管理が行われているかどうかの主眼を置いて実施した。

また、所管課に対しては、指定管理者への指導監督が適切に行われているかどうかの主眼を置いて実施した。

7 監査の結果

黒石市立浅瀬石公民館の指定管理者である浅瀬石地区振興協議会及び所管課に対し監査を行った結果、基本協定書に係る締結事務及び施設の運営管理、会計経理等に関する事務及び関連する事務事業の執行は、おおむね適正に執行されていたが、一部に改善・検討を要する事項が見受けられたので、下記に述べる。なお、監査時における各事務処理に関して注意を促した軽微な指摘事項については省略する。

記

(1) 支出について

支出伝票の払出額と領収書の金額が異なる事案がみられた。一部自己負担した金額を含めた総額の領収書を受領したとのことだが、会計処理に適正を欠いている。また、給与支払いを遅延した月があり、振込手続遅延手数料を補填しなければならなくなった際、誤った歳出科目から支出していたので、適正な会計処理に努められたい。市においては、経理規程に基づく適正な事務執行を指導されたい。

(2) 管理業務の一部委託の承諾について

基本協定書第18条では、再委託の禁止を定めており、「ただし、管理業務の一部の委託及び請負について、あらかじめ市の書面による承諾を得た場合は、この限りではない。」とされている。管理業務の一部を第三者に委託している事案が認められたが、書面による承諾を得ていない。また、11月に再度協議文書を提出し、市から書面による承諾を得たとのことだが、書面が見当たらなかった。指定管理者に対し、基本協定書を遵守し、適切な文書管理を行うよう指導されたい。市においては、基本協定書に基づく適正な業務執行に努められたい。

以上、改善・検討を要する事項を述べたが、所管課及び指定管理者においては関係法令及び基本協定書等に基づく適正な事務執行に努められたい。

なお、改善等を要するものについては適切な措置を講じられ、その結果を令和2年1月10日（金）までに遅滞なく通知されたい。